

令和元年度 随時監査結果

1 監査の概要

- (1) 監査の対象
平成 27 年度から平成 29 年度までの被爆者援護業務（健康管理手当支給認定事務）
- (2) 監査の実施
令和 2 年 1 月 21 日，くらし保健福祉部健康増進課に対し実施した。
- (3) 監査の主眼
監査に当たっては，次のことを主眼として実施した
 - ア 健康管理手当支給認定事務の一連の流れの確認
 - イ アに係る不適切事案の内容確認
 - ウ 不適切事案の発生原因の確認
 - エ 再発防止策の検証

2 監査の結果

- (1) 監査の概要
次のおおりに是正又は改善を要する 1 件の指摘事項があった。
今後とも事務事業の執行に当たっては，関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。
指 摘 事 項 （法令，規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）
1 件（健康増進課 1 件）

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容
健康増進課	平成 27 年度から平成 29 年度に原爆被爆者に支給された健康管理手当について，法令等に違反した事務処理により国庫返還が発生している。（国庫返還額 16,753 円）

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

機 関 名	監 査 結 果	措 置 の 通 知
健康増進課	報告：令和 2 年 3 月 26 日 公表：令和 2 年 3 月 31 日	報告：令和 2 年 6 月 30 日 公表：令和 2 年 8 月 11 日

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
健康増進課	平成 27 年度から平成 29 年度に原爆被爆者に支給された健康管理手当について，法令等で規定されている事務・決裁手続きを経ずに支給したことにより国庫返還が発生している。（国庫返還額 16,753 千円）	1 事務処理等 所管省への協議を経て、令和 2 年 3 月 25 日に国庫への返還を完了した。 2 再発防止の対策 法令等で規定されている事務処理が適切に行われるよう「原爆被爆者援護事務処理マニュアル（平成 31 年 3 月）」を作成し、手続きと各職位別の職責について，組織としての相互チェック体制の強化を図った。